

地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和54年度
	昭和60年度

鶴ヶ島市農業振興地域整備計画書

平成19年3月

埼玉県鶴ヶ島市

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	
1 土地利用区分の方向	
(1) 土地利用の方向	
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	
(1) 農用地区域	
ア 現況農用地等に係る農用地区域	5 : 別添1
イ 農業用施設用地	5 : 別添2
(2) 用途区分	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画	
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向	8
2 農用地等保全整備計画	8
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向	13
2 農業近代化施設整備計画	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3 農業を担うべき者のための支援の活動	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連	15

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16

第8 生活環境施設の整備計画

1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17

第9 附図

1	土地利用計画図 (附図1号)
2	農業生産基盤整備開発計画図 (附図2号)
3	農用地等保全整備計画図 (附図2号)
4	農業近代化施設整備計画 (該当無し)
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (該当無し)
6	生活環境施設整備計画図 (附図2号)

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

鶴ヶ島市（以下「本市」という。）は、埼玉県のほぼ中央に位置し、東西約7.3km、南北約4.3km、面積約17.73km²、都心から約4.5km圏という地理的に恵まれた条件を備えている。市内には、関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡自動車道が東西に走り、インターチェンジの設置や道路網の整備と合わせ、交通の利便性が高く都市化が進んでいる。

本市の地勢は、西から東へ緩やかに傾斜しているが、全体的にほぼ平坦な地形である。このため、畑作を中心に農業を展開してきたが、近年は経営の多角化を図るために花き等の施設園芸を導入する農家がみられる。

今後の本市農業生産の振興に当たっては、都市化がさらに進行する中で、直売所を中心とした都市近郊型農業の確立を図り、需要に応じた農産物の安定供給のために地域の実態に応じた農産物を計画的、安定的、継続的に生産していくことを目指していくものとする。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本とし、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在（12年）	454	25.6	6	0.3	140	7.9	743	41.9	107	6.0	323	18.3	1773	100.0
目標（22年）	380	21.4	6	0.3	88.7	5	820	46.3	185	10.4	293.3	16.6	1773	100.0
増減	△74	—	0	—	△51.3	—	77	—	78	—	△29.7	—	0	—

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本区域内にある現況農用地面積約380haのうち、次のa～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地面積約295.6haについて、農用地区域を設定する方針である。

【農用地とする地域】

- a 20ha以上の集団に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準じる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある農用地
- c a及びb以外の農用地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

【農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農地】

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画	位置（集落名等）	面積（ha）		備考
		農地	その他	
埼玉県農業大学校	太田ヶ谷	8.0	26.8	34.8
埼玉県農林総合研究センター園芸研究所	太田ヶ谷	2.6	1.7	4.3
東京電力新所沢変電所	中新田・上新田	0	21.1	21.1
首都圏中央連絡自動車道北側及び 県道川越・越生線東側の地域	富士見・五味ヶ谷・藤金 上広谷・三ツ木・脚折	17.1	78.9	96.0 今回除外する区域
関越自動車道及び県道川越・越生線に囲まれた地域	太田ヶ谷	0.8	3.1	3.9
その他（道路、排水路、沼等）	市全域	0	41.5	41.5
	合計	28.5	173.1	201.6

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体に保全するものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針
該当なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の農用地面積は、約295.6haである。

この農用地面積を前提として農業生産の目標を達成するため、土地条件及び経営条件等を考慮して、地域の条件に適合した作目を選定し、農用地区域内の有効的な土地利用を積極的に推進するものとする。

農業生産の目標においては、今後、本地域で重点的に進行すべき作目を野菜、花き及び茶等とし、今後とも生産基盤、生産出荷施設の近代化及び技術向上等を推進し、他産業と調和のとれた経営の安定を図るものとする。

この結果、農用地区域内における目標年の用途別面積は次のとおりである。

単位：ha

区分 地区名	農地		採草放牧地		混牧林地		農業用施設用地		計		森林・ 原野等 現況		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況		将来	増減
A-1地区(東部地区)	27.7	23.0	△4.7	0	0	0	0	0.5	0.5	0	28.2	23.5	△4.7
A-2地区(南部地区)	78.5	72.0	△6.5	0	0	0	0	1	0.8	△0.2	79.5	72.8	△6.7
A-3地区(中央地区)	106.4	102.0	△4.4	0	0	0	0	2.9	2.9	0	109.3	104.9	△4.4
A-4地区(西部地区)	77.9	74.0	△3.9	0	0	0	0	0.7	0.5	△0.2	78.6	74.5	△4.1
計	290.5	271.0	△19.5	0	0	0	0	5.1	4.7	△0.4	295.6	275.7	△19.9

イ 用途区分の構想

(ア) A-1地区（東部地区：五味ヶ谷、富士見、上広谷、鶴ヶ丘、藤金）

当地区内の大字五味ヶ谷地区内には、小規模ではあるが市内に唯一残された水田地域（約2ha）が、川越市内から広がっている。

また、当地区内には防風保安林・市民の森・市民農園等があり、市民の憩いの場としての空間利用が行われている。しかし、南側が市街化区域、北側が首都圏中央連絡自動車道、さらに、西側を関越自動車道に囲まれ、また、東武東上線鶴ヶ島駅・若葉駅にも近い区域であることから、集団農地も少なく、農用地からの除外及び農地転用件数も多いため、農地は年々減少している。

都市的土地利用が増加し、農地の高度利用が進まず、農地と宅地の混在化が進行している状況から、小規模農地での生産可能な施設園芸等による高付加価値農産物を中心に、市街化区域住民と直結した地場流通型農業経営を推進する。

(イ) A-2地区（南部地区：三ツ木、三ツ木新田、太田ヶ谷）

当地区は水田転換特別対策事業で田から畑への転換が行われてきた地区であるが、近年の土地利用計画によりその一部が市街化区域及び運動公園となっている。しかし、集落が比較的集合しており、優良な集団的農地が多いことから、露地野菜、施設園芸等を中心に農業生産の合理化を図りながら、担い手への利用集積に努め経営規模の拡大や高度利用を推進する。

(ウ) A-3地区（中央地区：下新田、脚折、高倉）

当地区中央部分の大字高倉地区約100ha（内農地33ha）は、市内で唯一農村風景が色濃く残っており、「市民共有のふるさと」としての原風景を守り、次の世代に引き継いでいくことを旨とする市の「ふるさとの郷構想」が策定されている地区である。

また、農業交流センター・農産物直売所・市民農園・体験農園・市民の森等があり、地域住民と都市住民との交流の場として、グリーン・ツーリズムにおける農業体験や観光的資源としての農業経営を主体に環境整備を推進する。

南側の大字高倉第二地区は、ほ場整備がされており、良好な経営環境にある。このため、露地野菜・施設園芸・茶等を中心に農業生産の合理化を図りながら、担い手への利用集積に努め経営規模の拡大や高度利用を推進する。

北側の大字下新田地区は市街化区域に挟まれているため、露地野菜等を主に市街化区域住民と直結した地場流通型経営を推進する。

(エ) A-4地区（西部地区：上新田、中新田、町屋）

当地区は他地区と比べて農用地率が高く、農地も比較的集団化している。しかし、ほ場は未整備で生産効率も低いため、農道・排水路等の土地基盤整備等を検討し、生産性の向上・近代化等を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想
該当なし。

2 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域
別添1のとおり。

イ 農業用施設用地
別添2のとおり。

(2) 用途区分

下表の「区域番号・地区」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」に掲げるとおりする。

区域番号	地 区	用 途 区 分
A-1	東部地区：五味ヶ谷、富士見、上広谷、鶴ヶ丘、藤金	農地：全区域
A-2	南部地区：三ツ木、三ツ木新田、太田ヶ谷	農地：全区域
A-3	中央地区：下新田、脚折、高倉	農地：全区域
A-4	西部地区：上新田、中新田、町屋	農地：全区域

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地は、消費者に安全で新鮮な農産物を提供するだけでなく、景観をはじめとした多面的な機能をもつ、多彩な空間として、重要な役割を果たしている。この役割は基礎的生産資源である農地が、農業者の適切な営農活動によって発揮されるものである。

そのため、長期的な営農を前提とした積極的な農地保全を行うとともに、緑地空間として環境と調和した農業生産基盤整備を推進するものとする。

しかし、平成11年度をもって終了した農業構造改善事業により、農業生産基盤整備は概ね完了しているため、今後は、遊休農地や未利用農地の流動化の促進を図り、中核的農家への農地利用集積による経営規模拡大、新規就農者支援や市民農園としての利用等、農地の有効利用を推進する。

ア A-1地区（東部地区：五味ヶ谷、富士見、上広谷、鶴ヶ丘、藤金）

当地区には市内に唯一残された水田地域（約2ha）が川越市内から広がっている。市街化区域に隣接し、都市化が著しい地域であり、農用地率も約25%と低い状態である。

また、首都圏中央連絡自動車道の整備に伴い、排水路、側道の整備も並行して行われている。

イ A-2地区（南部地区：三ツ木、三ツ木新田、太田ヶ谷）

当地区は、水田転換特別対策事業によって、水田から畑への転換を目的とした基盤整備が行われた地区以外は未整備である。

しかし、農道は比較的整備されているため、今後は、遊休農地や未利用農地の流動化を促進し、農地利用集積による、土地利用の再編を推進するものとする。

ウ A-3地区（中央地区：下新田、脚折、高倉）

当地区内の大字高倉地区内の一部では、転作促進特別対策事業により、水田から畑への転換を目的とした基盤整備が約11ha行われ、優良な集団農地を形成している。

また、大字高倉第二地区内は、開拓時の耕地整理事業により、1区画が約2,000㎡で整備されているため、高機能な集団農地を形成している。

今後は、「ふるさと」の郷構想による生活環境・生産基盤等の整備を積極的に推進し、農地流動化による農地の集積や市民農園・体験農園・観光農園としての利用等、農地の有効利用を推進する。

エ A-4地区(西部地区：上新田、中新田、町屋)

当地区内の農地は概ね集団化しているが、農業生産基盤整備が遅れているため、農業生産の合理化が進まない。

今後は、大型機械化経営を確立し、経営の近代化を図るべく経営基盤の整備を積極的に推進し、農地の高度利用に努め、積極的な農地の流動化による農地利用集積を促進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

A-3地区は「ふるさと」の郷構想」による生活環境・生産基盤等の整備を積極的に推進する。

また、他の地区については、地域農業者の意向を考慮し、農地の高度利用や農作業の省力化を図るため、土地所有者等地元関係者の合意形成により、当面行うべき整備を検討し推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業及び農村は、その生産活動を通じて、食料の供給、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等の多面的な機能を持っている。都市化が進み、人々の価値観は、心の豊かさやゆとり、安らぎなどを自然の環境に求めるようになり、農業の有する多面的機能に対する期待が益々高まっている。

本市は都心から約45km圏にあり、社会的経済的環境の変貌に伴って農地も減少している状況である。また、農業者の高齢化や担い手不足等、農業生産環境の悪化も保っている地区を、市民共有のふふ

このような状況から、古くから「農」とのかかわりの中で創られ保たれてきた農村景観を今も保っている地区を、次世代に引き継いでいくため、「ふふ」との原風景として守り、さらには現代の知恵を加味して、より美しく潤いのある環境を創り、次世代に引き継いでいくため、「ふふ」との郷構想」を策定し、計画的に整備を進めていくものである。

また、農用地は農業生産の基盤であると同時に、都市住民の緑地空間でもあるため、農業生産に適した良好な状態で確保しつつ、適切な土地利用計画、耕地利用率の向上、集落営農・農地の流動化等を推進し、生産性の高い農業の確立と都市型農業としての環境保全を推進するものとする。

しかし、本市の幹線道路沿いの地域は、高速道路、国道、県道の広域的な道路アクセスに恵まれ、多くの店舗などの進出により発展し、多くの人々が集まってきたている。このような、交通の利便性の高さ等、地域の持つポテンシャル（潜在能力）を活かし、農地や集落環境、これらの織り成す景観と調和に配慮しつつ、地域の生活向上に資する開発行為の誘導を、保全と整備のバランスを図り無秩序な土地利用が行われないよう方策を講じながら進めていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ふるさととの郷構想	農地を含めた原風景（環境）の保全と散策路、水辺等の整備	高倉地区	100ha	附図2号	

3 農用地等の保全のための活動

(1) 豊かな地域資源を活かしたふさふさとづくり

大字高倉地区は、水辺、農地、屋敷林等の自然資源に恵まれていることから、これらの地域資源を活かし、守り、育てていくふさふさとづくりを進める。

(2) グリーン・ツーリズムによるふさふさとづくり

地域住民を中心に地域資源の活用を図りながら、イベント等を通じて「農的空間の良さ・大切さ」を知ってもらい、農業体験・ボランティア等により、交流による市民参加型の事業を積極的に推進する。

(3) 景観形成及び緑肥作物の推進

耕作放棄地や保全管理地の農地としての地力向上・景観形成・土ほこり防止等を目的に、景観形成作物や緑肥作物の種の補助を行い、今後の農地流動化や農的空間の保全を推進する。

(4) 農業塾

農業者が減少し、耕作放棄地が増加傾向にあるため、担い手発掘を目標に、農業に興味がある人の農業技術習得の支援を行い、新規就農につなげ、耕作放棄地の解消を目指す。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

当市は、都心から4.5km圏でありながら、平地林が比較的多く残っているが、林業は行われていない。今後は、市民の緑地空間としての「市民の森」指定を積極的に行う。また、「高倉の屋敷林」を保全する制度の整備を検討する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造については、昭和40年代から都市化の進行とともに、農家の兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加した。

今後の本市農業生産の振興に当たっては、都市化がさらに進行する中で直売所を中心とした都市近郊型農業の確立を図り、需要に応じた農産物の安定供給のために、地域の実態に応じた農産物を計画的・安定的・継続的に生産していくことを目指していく。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間所得に相当する農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得：560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成
家族経営	施設野菜	0.5	トマト、キュウリ
	露地野菜	1.5	はくさい、キャベツ、大根、ホウレンソウ、ブロッコリー等
	茶	2.0	茶
	酪農	4.0	乳用牛40頭
	鉢物・苗木	0.5	シクラメン3,000鉢、花壇苗100,000ポット
	なし、ぶどう	1.7	なし、ぶどう
	都市観光農業	1.7	ブルーベリー、栗、さつまいも
法人経営	主穀・露地野菜複合	4.0	水稲、麦、はくさい、キャベツ、大根等
	養鶏	—	採卵鶏常時 100,000羽

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業利用については、近年の急速な都市化により、農業者が減少するとともに、遊休農地が増加し、耕地利用率が低くなるなど、非常に厳しい状況になっている。

今後については、下記のような施策等を展開することで、農業者の「やる気」を促していく。これにより、消費拡大・作付け量の増加等を図ることで、遊休農地の解消や耕地利用の推進を行っていきたい。

- 1、 遊休農地等を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図る。
- 2、 売り場を強化し（平成9年度JAいるま野鶴ヶ島農産物直売センター開設、平成17年度JAいるま野カインズ鶴ヶ島店直売所開設、若葉駅西口での朝市等）、販路の拡大を図り、地域内の流通を盛んにする。
- 3、 付加価値の高い農産物を提供するため、エコファーマーを積極的に推進するとともに、消費者へのPR活動（市役所庁舎内でのエコファーマー農産物直売及び市ホームページ上でのエコファーマーの紹介等）も積極的にを行い、消費拡大を図る。
- 4、 後継者対策として、平成18年度より開設した「農業塾」等により、農家以外等からの新規参入者を積極的に発掘していく。
- 5、 遊休農地解消・地力向上・景観形成・防塵対策等を図るため、景観形成作物（菜の花、レンゲ等）や緑肥作物（ヘアリーバッチ等）等を推進する。

	農地等の流動化		農作業の共同化 (組織)	耕地利用率 (%)
	件数(戸)	面積(ha)		
現在(平成12年度)	20	9.04	1	45.4
平成17年度目標	10	4	2	38
平成22年度目標	15	6	3	43

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 担い手対策

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体ととともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

(2) 女性農業者の参加

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(3) 遊休農地解消

遊休農地解消については、農業委員会等との連携を図り、担い手への利用集積を進めること等が、地域農業の振興を図る上で重要である。

要活用農地については、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等を促進する。それ以外の遊休農地については、土地基盤整備事業等、遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市農業は、米麦と畑作による露地野菜が中心の農業生産形態であったが、水田のほとんどが水田転換特別対策事業等で畑に転換され、近年は、露地野菜に加え施設園芸や茶等が農業生産の中心である。

市の全体面積が狭いため、市街化区域に隣接している地域が多く、食に対する市民ニーズの影響が大きく、エコファーマー認定が他近隣市町より多くなってきているのも、その裏づけと考えられる。

流通形態については、いるま野農業協同組合による農産物直売所が中心である。また、平成17年度は、販路拡大を図り、地域内流通を盛んにし、地産地消を推進するため、いるま野農業協同組合管内に広域直売組合をつくり、鶴ヶ島市内の民間ホームセンター店舗内にあるいるま野農業協同組合の直売所を設置した。

都市近郊という利点もあり、直売所が地域に定着し、出荷される農産物も毎日ほぼ売れ、荷が足りない日もあり、農作物の生産力向上は最大の課題である。

今後は農業技術の進展方向と農業者の意向を踏まえながら、国、県の補助事業の活用を図りつつ、農業生産の効率化と省力化の向上を図るため、特に生産関係施設及び機械等の近代化及び整備を推進するものとする。

また、集落単位を基礎とした地域営農集団の組織化、法人化の推進を図り、生産施設の効率的利用と維持管理体制の整備を推進する。

(1) 野菜

基本技術の研修、実践を促進し、品質及び生産技術の向上を図りながら、需要が期待される作物の戦略的供給を促進するための施設整備を推進する。

(2) 茶

近年の需要の大幅な伸びに対応して生産基盤の拡大が図られている。生産・収穫・加工の工程で、特に生産・収穫時の機械化による省力化・効率化を図る。乗用の刈り取り機や乗用の散水・消毒機を導入し、生産力向上を目指している生産農家が増えている。また、高付加価値な生産物を提供するため、防霜対策等の施設整備を規模拡大に平行して推進する。

(3) 花・植木

花・植木については、今後とも需要が期待できる作物であるため、生産技術の向上、生産出荷の調整及び流通改善を進めながら、消費者と直結した施設整備を推進する。

(4) 畜産

畜産農家を取り巻く環境は、年々厳しさを増している。特に、乳牛は、牛乳の消費量が年々減少している中、原油高の影響に伴う、飼料の高騰や、ポジティブリスト制度の施行に伴う生乳内の残留農薬の検査等、生産コストが増加している。

さらに、都市化の進展により、畜舎と住宅地が接近し、従来の家畜排泄物処理施設だけでは、周辺住民との共存が厳しいことから、排泄物の早期搬出や臭気抑制等の環境問題の検討等を行い、早期に対策を講ずる必要がある。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

担い手の育成・確保に当たっては、農家以外等からの新規参入者を積極的に発掘するため、平成18年度より「農業塾」を開設し、農業に興味がある方の農業技術習得の支援を行い、新規就農につなげていく計画である。

また、新規就農相談から経営の安定に至るまでの各対策を、農業委員会、埼玉県川越農林振興センター、埼玉県農業大学校、いるま野農業協同組合等の関係機関との連携の下に積極的に支援を行う。

なお、農業の振興はもとより、市民の農業体験・都市と農村の交流を図る場として、農業交流センターの機能をさらに強化するとともに、新規就農希望者らの教育研修の場となるよう、整備を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

市内にある埼玉県農業大学校と連携を図る。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を始めようとする者に対し、必要な農業技術の習得・農地や農業用機械等の取得・農業制度資金や農業技術研修等の必要な情報提供等を円滑に行うことができるよう、農業委員会、埼玉県川越農林振興センター、埼玉県農業大学校、いるま野農業協同組合等の関係機関との連携のもとに支援を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は都心から約45km圏という地理的に恵まれた条件を備え、広域的な道路アクセスとして、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道、インターチェンジが2ヶ所、鶴ヶ島ジャンクション、国道、県道等があり、鉄道アクセスとして、東武東上線鶴ヶ島駅・若葉駅、東武越生線一本松駅があるため、都心への通勤には極めて交通至便な場所である。

市内の土地区画整理事業地内における企業誘致も順調で、市内や近隣の川越市・坂戸市等に多数の就業施設があることから、就業の機会に比較的恵まれている。

また、求職活動を支援するため、県内初の取り組みとして、川越公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、平成17年7月に市役所庁舎内に鶴ヶ島市地域職業相談室（ミニ・ハローワーク）を開設した。

昨年度実績については、7月からの9ヵ月間で約1万人の利用があり、約350人の就職内定者が出ている。農業就業人口は年々減少しており、兼業従事者の安定的な就業への意向が強いことから、今後も川越公共職業安定所（ハローワーク）と連携し就業機会の確保、拡大を図っていく必要がある。

単位：戸

	総戸数	専 兼 別 内 訳	
		専 業	第1種兼業 第2種兼業
現在(12年)	398	39	16 342
17年見通し	280	31	11 238
22年見通し	228	25	9 194

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進に当たっては、現行の就業の状況を見極めながら、必要に応じ、アンケート調査等の実施により農業従事者の就業意向の把握に努める。

3 農業従事者就業促進施設

鶴ヶ島市地域職業相談室（ミニ・ハローワーク）を積極的に活用し、川越公共職業安定所（ハローワーク）との連携のもとに、求職活動の支援を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業振興地域は、「地域住民に安定的に農産物を提供する農業生産空間」であるとともに、「ゆとりとやすらぎの得られる癒しの場」、「都市住民と農業者が交流する場」としての役割等、市民共有の生活空間である。また、大気浄化、気象緩和、観光レクリエーション、保健休養といった多面的機能を発揮している重要な空間でもある。

昔から農村地域では、集落組織を軸に地域住民の協調性が保たれてきた。しかし、近年では、都市化や都市計画法の規制緩和による開発行為が増加し、都市住民と農村住民の混在化が進行している。これにより、生活意識と生活様式が多様化し、地域コミュニティが希薄になりつつある。

このような状況から、集落における公共施設の整備に当たっては、利便性のみならず、快適性・景観等にも十分配慮し、農村の良さを活かしながら、市街地と同等な水準を持った地域環境の整備を推進するとともに、計画から実施運営に至るまで地域住民の積極的な参加を図り、合意形成や共同活動などを進めながら、ゆとりとやすらぎのある地域づくりを目指していく。

2 生活環境施設整備計画

A-3地区は、「ふるさとの郷構想」による環境・生産基盤等の整備を積極的に推進する。
なお、他の地区については、厳しい財政事情を考慮し、国・県の補助金などの導入を検討しながら、各地区の農業従事者等の意向を十分勘案し検討していくものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

市街地と農村地域との調和に配慮し、市民が親しむことのできる生産基盤の整備や市民農園の配置等、市民ニーズに応じた事業の実施に努め、高倉地区にある農業交流センターを中心に、都市と農村の交流を図りながら、農村の活性化を支援する。

第9 附 図

別 添

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 1 | 土地利用計画図 | (附図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図2号) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (附図2号) |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (該当無し) |
| 5 | 農業就業者・育成確保施設整備計画図 | (該当無し) |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (附図2号) |

